

# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

里親ショートステイ事業の課題と今後の展望について：

がん・生殖医療との協働による里親・特別養子縁組制度の啓発推進

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西内, 俊朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/2000042">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/2000042</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



# 里親ショートステイ事業の課題と 今後の展望について

— がん・生殖医療との協働による

里親・特別養子縁組制度の啓発推進 —

西 内 俊 朗

## 1 はじめに

こどものショートステイ事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の第6条の3第3項に規定されており、病気や仕事、育児疲れなどで子育てが難しくなった親から、こどもを最長7日間預かる制度として、市町村が実施することになっている。また、この事業はこれまで各自治体が対象児童を児童養護施設等に預かりを委託することを原則としており、里親に委託する場合には国の補助の対象外であった。

しかしながら、これまでの児童福祉施設等においてこどもたちを養護する施設養護中心に進められてきたわが国の社会的養護の在り方については、時代の要請に合わせてその都度修正がなされてきていた。

平成1年（1989年）に国連で「児童の権利に関する条約」が採択されて、わが国も平成6年（1994年）に批准した。その前文には、「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」と記されている。また、代替的養護を行う場合は、「施設養護よりも里親委託、養子縁組を優先させること」が規定された。しかしながら、この当時、わが国では児童虐待が初めて社会問題化され、虐待や養育困難などによって社会的養護を必要とする児童が増加し、児童養護施設の充足率が徐々に増加の一途をたどることになる。そのため、こうした背景を受けて平成14年（2002年）に里親制度の大きな改正が行われた。その主な内容としては、専門里親が創設されて里親研修や里親養育相談などの里親支援の充実が図られ始めた。また、平成16年（2004年）の児童福祉法の改正により、都道府県の業務として「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が義務づけられている。

平成 21 年（2009 年）の児童福祉法改正では、里親が社会的養護の担い手としてさらに存在感を強くする内容であり、養育里親と養子縁組里親を制度上区分して、養育里親には研修を義務付けて里親手当を増額するなど社会的養護の重要な受け皿としての位置づけを明確化した。

また、同年の 12 月に国連総会で採択された「児童の代替的養護に関する指針」では、「幼い児童、特に 3 歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである」と記されている。翌年の平成 22 年（2010 年）には、国連の「子どもの権利委員会」がわが国に対して、「親のケアを受けていない子どもについては、里親または居住型ケアにおける小規模グループケアのような家庭に類似した環境を提供すること」を勧告している。こうした指針や国連勧告は、平成 23 年（2011 年）の「里親ガイドライン」や「社会的養護の課題と将来像」の策定に多大な影響を及ぼして、これまでわが国において行ってきた施設養護中心の在り方から里親委託の推進へと国の方針の軸足が大きく転換することになった。

平成 22 年（2010 年）「子ども・子育て応援ビジョン」では、平成 26 年度（2014 年）に里親委託率を 16%へ引き上げる等の目標が掲げられた。翌平成 23 年（2022 年）1 月に、厚生労働省において「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」が設置され、同年 7 月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の中では、社会的養護の中に占める里親・ファミリーホームの割合をおおむね 3 分の 1 にする方針が打ち出された。また、同年 4 月に、厚生労働省より各自治体宛てに通知された「里親ガイドライン」には、里親委託の原則が示された。なお、この平成 23 年（2011 年）は里親制度の大改革がスタートした年であるといえる。

さらに、この改革に拍車をかけたのは、平成 28 年（2016 年）7 月に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が、翌年 8 月に整理した「新しい社会的養育ビジョン」である。この中で、就学前の児童の家庭養護の推進について、具体的数値目標として、「3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現すること」を掲げられている。

平成 28 年（2016 年）に行われた児童福祉法改正では、同法第 3 条の 2 において、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が『家庭における養育環境と同様の養育環境』において継続的に養育されるよう、また児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童をできる限り『良好な家庭的環境』において養育されるよう、必要な措置を講ずること」とした「家庭養護優先の原則」が明文化された。また、里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の関係調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置づけられている。さらに、平成 29 年（2017 年）4 月より、それまでの「里親支援機関事業」が廃止されて、新たに「里親支援事業」が創設

された。

第2次岸田内閣により令和4年(2022)6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進めて解決するために、令和5年(2023)4月1日にこども家庭庁が発足した。表4の厚生労働省福祉行政例の全国集計等にあるとおり、これまで里親が不足していると報告されているが、実際には未委託登録数が多くあり、この部分への適切な介入が十分になされていないことが大きな問題点であることが浮き彫りにされている状況である。

## 2 里親ショートステイ事業について

厚生労働省は、こどもの虐待相談の急速な増加を踏まえて、平成28年(2016年)の改正児童福祉法を踏まえて、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」から示された「新しい社会的養育ビジョン」の中で、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みが提案され、こどもを毎週数日間、在宅措置として預かる公費負担のショートステイを提案するなど、家族のニーズに応じた一時保護や虐待防止のための新しいショートステイの在り方が示された。

令和3年度(2021年)には、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「子育て短期支援事業における里親の活用について」(令和3年1月27日子家発0127第3号)の通知に基づき、市町村が里親に直接、ショートステイを委託することが可能となる。また、虐待防止のためのショートステイに対する公費負担が認められて、今まで市単独で実施していた事業に国・県から予算補助がなされることになる。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3項に規定する市町村が実施する事業であり、この事業の主な目的は、保護者の病気や育児疲れ、冠婚葬祭などに際して、こどもを短期の間、乳児院や児童養護施設等に預けることができる市町村のサービスとして開始されたが、現在、子育てに困難を抱える家族の増大や孤立化を背景に、このショートステイサービスを利用する実績件数が年々伸びている状況である。

また、特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPANが、独立行政法人福祉医療機構の助成を得て実施した「里親による子育て短期支援事業(ショートステイ事業)に関する調査報告書」によると、新しい里親の役割である里親ショートステイ事業は、国が新たに提唱した社会的養育ビジョンに沿った形で、在宅支援の向上や里親自身の養育力を高めていくことになるといったメリットをあげている。

なお、この事業を今後、積極的に推進していくためには、里親個人への緊急時に対応する支援として後方支援体制の整備(施設のショートステイ等)が必要であることや、乳児、医療的ケア

児、障がい児等の一定の配慮が必要な子どもへのリスクマネジメントの必要性も示唆している。

### 3 埼玉県における3市の運用状況等について

埼玉県内では、3つの自治体が里親ショートステイ事業をすでに実施しており、国・県の予算補助が付く前からこの事業を実施していた朝霞市を皮切りに、その後、所沢市、川口市の順で実施に至っている。なお、それぞれの実施状況については、次のとおりである。

#### (1) 朝霞市

##### a ショートステイ事業里親委託の経緯（表1参照）

- ・朝霞市では、平成18年度（2006年度）から、ショートステイ事業の里親委託を開始。
- ・里親への事業委託の背景として、朝霞市周辺に児童養護施設がないことがあげられる。近くても片道1時間ほどかかってしまうため、子どもが保育所等や学校に通えないなど、生活が大きく変わることや、保護者の送迎の負担等により、身近な制度にならないことが考えられた。そのため、子どもを養育する力のある地域の里親に期待し、事業委託を始めた。

なお、里親の理解と協力が不可欠で、里親と市側担当者との顔の見える関係づくりが大切。

##### b ショートステイ事業を里親に委託するメリット

- ・市民のメリット
  - 子どもたちが引き続き地域で生活可能。
  - 里親の協力で保育所等や学校に登園・登校可能。
  - 保護者の送迎負担が少ない。
- ・里親のメリット
  - 里親のスキルアップが図れる。
- ・市のメリット
  - ショートステイの利用を断らずにすむ。
  - 里親と連携して地域で子育て支援に取り組める。

##### c 里親の状況（令和5年5月23日現在）

- ・朝霞市在住里親世帯 22世帯
- ・朝霞市地区里親会会員世帯 15世帯
- ・ショートステイ事業委託 11世帯（ベテラン4世帯）

##### d 事業開始時

- ・「朝霞市ショートステイ事業実施要綱」作成
- ・埼玉県子ども安全課に「第二種社会福祉事業開始届」提出

##### e 子ども未来課職員体制

表1 朝霞市 里親ショートステイ事業実績

※平成18年11月から開始

年度	委託契約里親数	利用実績	実委託里親数
平成18年度～21年度	3里親	利用なし ※21年度は2里親	委託なし
平成22年度	2里親	2件(2家族・児童数3人)	2里親
平成23年度	3里親	4件(2家族・児童数3人) ※2家族がそれぞれ2回利用	2里親
平成24年度	3里親	5件(3家族・児童数3人) ※2家族がそれぞれ2回利用、1家族は1回利用	3里親
平成25年度	3里親	1件(1家族・児童数1人)	1里親
平成26年度	3里親	7件(5家族・児童数6人) ※1家族が3回利用、他の家族は1回ずつ利用	3里親
平成27年度	5里親	14件(7家族・児童数9人) ※1家族が2回利用、他1家族が2回利用、5家族が1回ずつ利用	4里親
平成28年度	5里親	13件(4家族・児童数6人) ※1家族が7回利用、他1家族が4回利用、2家族が1回ずつ利用	4里親
平成29年度	5里親	7件(4家族・児童数6人) ※1家族が4回利用、他3家族が1回ずつ利用	3里親
平成30年度	5里親	17件(8家族・児童数10人) ※1家族が7回、1家族が4回利用、他5家族が1回ずつ利用	4里親
平成31年度	4里親	29件(10家族・児童数11人) ※1家族が16回、4家族が2回利用、他5家族が1回ずつ利用	4里親
令和2年度	5里親	24件(8家族・児童数9人) ※1家族が7回、1家族が6回、1家族が4回、2家族が2回、3家族が1回ずつ利用	4里親
令和3年度	7里親	18件(6家族・児童数7人) ※1家族が10回、2家族が2回、3家族が1回(うち兄弟利用1世帯)ずつ利用	5里親
令和4年度	9里親	36件(10家族・児童数14人) ※1家族が7回、1家族が4回、3家族が3回(うち兄弟利用3世帯)、1家族が2回、4家族が1回(うち兄弟利用1世帯)ずつ利用	6里親

- ・子ども未来課職員15名のうち、児童相談業務に携わる職員は5名。
- ・係長(事務職)、保健師2名、社会福祉士1名、事務職1名。
- ・保健師と社会福祉士、保健師と事務職が2人1組、2班体制で、朝霞市を2分割した地区担当制をとっている。ショートステイの利用申請があった場合、地区担当者2名が利用者の状況に応じて支援。
- ・休日夜間の対応について、警備室から担当者に連絡をする体制を整えている。

f 困難事例

(子ども)

- ・子どもが発熱し、病院受診の必要があるが、保護者と連絡が取れない。

- ・子どもの発達上の課題により、子どもが里親宅から脱走し、一時行方不明になる。
  - ・子どもの面倒が見られないという里親からのSOSが出たため、市職員が里親宅を訪問し、子どもの相手をするがあった。
  - ・子どもの食事へのこだわりや好き嫌が多く、里親が作った食事を食べない。
  - ・ショートステイ利用中の子どもが、児童相談所で一時保護委託する子どもに対し、自身が受けた虐待について話したことで、一時保護委託の子どもが不安定になる。
- ※ショートステイと児童相談所の一時保護委託が重なるときは配慮が必要。

(保護者)

- ・保護者がお迎え予定の時間に子どもを引き取りに来ない。

(里親)

- ・保護者が近所に住む場合、プライベートでのやり取りも生じる。

(市)

- ・急な利用希望に応じていただける里親が少ない。
- ・利用者負担額を市に支払っていただけない。

#### g 利用者・関係者の声

(市民より)

- ・だれも頼れなかったので助かった、ゆっくり休めた、安心して仕事ができる。

(里親より)

- ・児童相談所からの一時保護委託は無いが、市からショートステイ事業の委託を受け、子育ての楽しさを実感している。
- ・地域の子どものためや、困っている保護者のために力になりたい。
- ・いつでも、どんな子どもでも委託を受けることができるので、頼ってほしい。

(市より)

- ・里親と子どもの様子を見て、また、里親の想いを聞いて、安心して任せられると感じた。
- ・時間外等、児童相談所の対応が困難な時であっても、市から里親に直接事業の委託ができるため、緊急時の対応に役立つ。
- ・里親の協力と理解があってこそその事業。

#### h 児童相談所との連携事例

〈20代前半の保護者と3歳の子どものひとり親世帯について〉

- ・保護者から市役所に「子どもの面倒が見られない、このままだと虐待してしまいそう」と電話。すでに時間外の対応だったが、市がすぐに訪問して面談、保護者は子どもを預けたという意向（同日からレスパイトでショートステイ事業の利用開始）。

- ・翌日、児童相談所を交えて保護者と面談を行い、ショートステイ終了日から一時保護実施。そのため、保護者のレスパイトと虐待予防という形で児童相談所と連携できた。
- ※急な利用希望に応じていただくなど、里親の協力は欠かせない。

#### i 課題

##### (若い里親への事業委託)

- ・契約している里親はベテラン世帯が多いため、若い世帯に委託を広げていく必要あり。
- ・若い世代の里親は共働きの場合が多く、子育て経験が少ない。そのため、今後はベテラン里親を中心にサポート体制を整え、より多くの里親との委託契約を進めていくことが必要。
- ・市民の声として「里親制度を知らない」「知らない人の家に預けられない」「ほかの家の子になってしまうイメージ」というものがあり、利用に結び付かないことが多い。そのため、親ショートステイ事業の広報、里親制度の広報が必要。

#### j 里親制度広報の取り組み

- ・里親制度の理解を広めることで、里親ショートステイの利用増に広がることを考え、以下の取り組み実施。
- ・里親制度の広報誌、ホームページ掲載、ポスター・チラシの配置依頼。
- ・ショートステイ事業の広報誌、ホームページ、市作成の子育てガイドブックに掲載。
- ・ショートステイ事業のチラシ作成。
- ・埼玉県里親会、埼玉県里親支援専門相談員連絡会の協力を得て里親制度 PR パネルを、市役所 1 階市民ホールに設置し、里親制度 PR ブースを整備。
- ・学校長宛てに、小中学校に入学する里子の通称名使用に関する協力依頼。
- ・朝霞地区医師会、歯科医師会、薬剤師会に、里子受診時の通称名使用に関する協力依頼。

## (2) 所沢市

- a 経緯：事業開始の経緯については、国の子育て短期支援事業実施要綱の一部改正により、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設（児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等）以外に里親等へ委託できるようになったことが大きな理由である。当市には契約相手となり得る児童養護施設等の設置がないため、市内在住の里親の協力を得られるようになったことで、サービスを必要とする児童及びその家庭の福祉の向上を図るために事業開始を決断した。



b 開始：令和4年（2022年）4月1日から

表2 所沢市 子育て短期支援事業

	申請数	利用数	申請理由	利用児童年齢	契約世帯
令和4年度	5世帯7名	4世帯6名	育児疲れ：4件 ※2世帯は2名兄弟	1歳：1名 4歳：4名 5歳：1名	5世帯
令和5年度※	3世帯4名	2世帯3名	育児疲れ：1件 出 産：1件 冠婚葬祭：1件	1歳：1名 2歳：1名 6歳：1名	5世帯

※令和5年度（令和5年4月から7月末まで）

c 今後の課題：今後の課題については、「申請数が増加することに伴うマッチング成功率の低下の懸念」や当市では前例がないが、「利用中の緊急案件が発生した際の対応」などがあげられる。また、障がい等を持っている児童の受け入れを検討する場合、児童の安全配慮は当然のこと、受け入れしていただく里親側の安全面、安心感を担保する必要があることから、慎重にならざるを得ない部分がある。

今まで困難事例に直面したことはないが、利用者側と里親側の双方が納得し、安心安全の下で利用していただくことを第一に対応したい。

### (3) 川口市

a 経緯：本市においては、市内外の児童養護施設や乳児院と委託契約を結び「子どもショートステイ事業」を展開していたが、施設によっては年齢制限があったり、休日の託児の設定が無かったり等で必ずしも利用者とのニーズと合致しない状況にあった。また、利用者側には健康診断書の提出や送迎などの負担が生じており制度としての使い勝手は悪く、結果としてニーズがあっても利用につながらない状況にあった。そのような状況において、児童福祉法の改正により令和3年（2021年）4月より里親にも委託が可能となったことから、令和4年（2022年）4月に市内在住の里親に事業への参加についての意向調査を行い、16世帯の里親の協力を得て同年10月より事業を開始した。

b 開始：令和4年（2022年）10月1日から

表3 川口市 子育て短期支援事業

	申請数	利用数	申請理由	利用児童年齢	契約世帯
令和4年度	10世帯12名	8世帯10名	育児疲れ：10件	5歳：3名 6歳：4名 16歳：3名	16世帯
令和5年度※	13世帯21名	13世帯21名	育児疲れ：20件 冠婚葬祭：1件	2歳：1名 3歳：1名 6歳：5名 7歳：10名 8歳：2名 10歳：2名	15世帯

※令和5年度（令和5年4月から7月末まで）契約里親数は令和5年度中に4世帯増予定

c 今後の課題

- ・里親の調整は児童相談所で行っているが、児童相談所の一時保護が優先されるため、必ずしも市側が希望する里親に委託することができない。
- ・定期的な利用が増えつつあるが、それを一時的に養育が困難となった状態とみなして利用を認めることが、本来の制度の目的と合致するのか疑義が生じている。
- ・委託を依頼した里親に偏りがあり、全ての里親を活用していない。里親の資質の向上が目的でもあることから、より多くの里親に依頼できるようにする必要がある。
- ・困難事例等として、発達に特性のある子どもについては対応できる里親に限りがあるため、利用の希望に添えないことがある。

#### 4 里親拡大に向けた医療分野（国および日本がん・生殖医療学会等）の取り組みについて

厚生労働省は、不妊治療に携わる医療者のために、令和3年度（2021年）子ども・子育て支援推進調査研究事業「不妊治療中の方への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供手引き」を作成している。これは、生殖補助医療（体外受精、顕微授精、凍結胚・卵を用いた治療）技術に携わる医療者自身が、特別養子縁組制度・里親制度を理解して、患者にこれらの制度の情報提供を行いながら、患者のライフコース選択の意思決定を支援することが重要であるとの認識に基づいて行われている。

また、全ての患者が赤ちゃんを授かるわけではないため、不妊治療に伴う精神的、肉体的そし

て経済的に多くの負担を払ったにもかかわらず、赤ちゃんを授けられない場合は、血縁のお子さんを授かることを諦めるという辛い喪失体験を経験しており、妊娠から出産に至らない経験を繰り返すことで自尊心を傷つけられてしまうことがあると述べている。しかし、逆にこうした耐え難い辛い体験に向き合い続けることによって人間的な成長を成し遂げている方が多くいるという事実にも触れている。

一方で世の中には様々な事情により実の親と一緒に暮らせないこども（要保護児童）が多く存在している事実を踏まえて、こうした要保護児童のこどもが特別養子縁組・里親制度を活用して家庭的なぬくもりのある環境の中で愛情を受けながら育てられることを国は積極的に推進している。そのため、患者が不妊治療を開始する時から、または不妊治療に行き詰った際に、一度、家族の在り方を立ち止まって考えていただき、血縁のあるなしに拘わらず適切な愛情を持って家族になっていくことのひとつの手立てとして、特別養子縁組・里親制度を医療者自身が正しく理解して全ての患者に必要な情報を余すところなく伝えていくことが不可欠であるとしている。

なお、前述のとおり不妊治療は心身共に負担が大きく、治療を続ける中で患者自身はあれこれ思い悩み、専門の心理カウンセラー（生殖医療専門心理士<sup>(1)</sup>、臨床心理士等）による相談支援の中で情報提供を行っている医療機関が少しずつ増えてきている現状である。その主な理由は、不妊治療を開始した段階で、それ以外の選択肢について説明をする場合、「出産できる可能性が低いということか」と受け取る患者もいるため、「これは患者全員にお伝えしている大切な情報提供である」ことをしっかり伝えたくて、患者自身がどのように感じているのかを十分に配慮しながら柔軟に対応することが極めて重要であるからである。

さらに、がん・生殖医療<sup>(2)</sup>の発展に伴い、AYA世代<sup>(3)</sup>のがん患者やがんサバイバー<sup>(4)</sup>を対象に特別養子縁組・里親制度の普及に向けた研究等が積極的に進められており、令和2年（2020年）2月には、埼玉県大宮ソニックシティ（さいたま市大宮区）で開催された第10回日本がん・生殖医療学会学術集会で「がん・生殖医療と福祉の協働」をテーマにした市民公開講座が開催された。この講演で獨協医科大学埼玉医療センターリプロダクションセンター教授の杉本公平氏は、埼玉県里親会の里親会員375組に対して、里親・養親の不妊治療の状況やがん治療経験の有無、里親制度・養子縁組制度の情報提供の現状などを調べるためにアンケート調査を実施して、その結果をこの市民公開講座で発表。調査には205組（回答率54.7%）が回答。回答者のうち、里親・養親になる前に両親のどちらかががんを経験していたのは12組（母9名、父3名）5.9%であった。里親・養親になっている方の3分の2が不妊治療を経験したが、そのうちの約90%の夫婦は、生殖医療機関から里親制度や養子縁組について情報提供されていなかったという。また、調査の結果、里子と実子、養子と実子を一緒に育てている方も多く、様々な形態の家族が存在することも明らかになった。

また、前述の杉本公平氏からは、「調査アンケートに記載されたコメントから、不妊治療を受けていた里親・養親のカップルは、早く情報提供が欲しいと考える一方で、治療中の情報提供は直接的ではなく慎重に行って欲しいとし、ポスターやパンフレットなどでの情報提供を望んでいるとみられます。まずは不妊治療や妊孕性温存<sup>(5)</sup>療法を開始するときに、里親制度や特別養子縁組制度についても簡単に情報提供して頭の片隅に入れてもらい、治療が始まったらポスターやパンフレットで間接的な情報提供をしていく必要があるのではないのでしょうか」と提言された。なお、今後は埼玉県内でがん生殖医療や不妊治療を受けている患者向けに里親制度や特別養子縁組制度を紹介するパンフレットを作成していく予定とのことである（埼玉県がん・生殖医療ネットワーク<sup>(6)</sup>のホームページにて閲覧可）。

さらに、里親や養親になってから、がんに罹患する場合もある。里親として委託された二人の子育てに奮闘中、突然、乳がんと診断されたA氏は、当初は別の里親を探した方が良いのではないかと思ひ、児童相談所に相談したところ、施設に調整する旨の話があり、A氏としては「どちらが幸せであるかわからないけど、施設に行くのなら、できるだけ我が家でごんばろう」と思い直して、手術と抗がん剤治療を行い、現在もホルモン治療を継続しているが、治療継続できたのは里子に支えられたおかげであると述懐されていたとのことである。

前述の事例を踏まえて第12回日本がん・生殖医療学会学術集会（2022）の最後に、静岡大学人文社会学部教授の白井千晶氏より、「2人に一人ががんになる時代です。実親であろうと、里親・養親であろうと、誰もががんになり得ます。そもそも、親ががんになったときに家族もこどもも支援される社会でなければ、安心して子育てはできません。がんになった人の子育て、がんになった人の仕事の継続をこの社会がどのように受け止め、支えていくのかという根本的な課題を検討すべきではないでしょうか」との講演を締めくくるコメントがあった。

## 5 課題および今後の展望について

### (1) 埼玉県内3市（朝霞市 川口市 所沢市）の取組み事例から

県内でも朝霞市の取組みは特筆すべきものがある。市内に適切な施設がないことから、地域のベテラン里親と早くからコンタクトを取って、身近な地域でこどもを守るためにはどのような手立てが大切なのかを一つひとつ丁寧に拾い上げながら、今日のショートステイ事業にまで結実させたと言っても過言ではない。県内にも朝霞市と同様に市内に施設を持たないという条件を持つ市町村が多くあると思われるので、里親ショートステイを推進していくための大切な契機として、まずは市内で地道に里親を行っている家庭を一軒一軒訪問したり、地区里親会との連携を図って、この事業の趣旨や必要性を理解していただける方を一人でも多く増やしていくことが、

遠回りのようであっても極めて重要不可欠な取り組みであると思われる。

また、虐待防止の観点からも、里親との協力体制を強化して、ショートステイが必要な家庭をいつでも保護できる環境整備が必要であると言える。村瀬嘉代子氏（1999）が「子どもの虐待と心のケア」の中で述べているように、家庭内での虐待は見えがたく、暴力を加えている当事者（親）は率直にその事実を認めないことも多い。さらに被害に遭っている子ども自身も、置かれた苦境を他人には容易に話さないことが多い。これは親を庇う気持ち、虐められても、いや虐められ拒否されるからこそ一層、親に受け容れられるには背いてはいけない、事実を話すことは親を裏切ることではないか等の複雑な葛藤を抱えているからであろう。したがって、虐待の事実を発見するのは容易ではないと言う。このことは、現在の虐待が一向に減少していない理由を適切に説明していると言っても過言ではない。そのため、こうした虐待を少しでも減らしていくための手立てとして、家族のぬくもりが感じられる里親ショートステイの中でこそ、今までは固く閉ざされたこどもの心の扉を少しずつ開いてあげる支援が可能になるのではないかと思われる。

一方、所沢市および川口市の共通の課題として、障がい等を持つ児童の受け入れにあたり、安全配慮や緊急事態が発生した場合のリスクマネジメントが各自自治体の裁量に任されているため、セーフティーネットの脆弱性が指摘できる。そのため、里親ショートステイの重要なメリットである虐待防止機能を今後さらに推進していくためにも、各自自治体と児童相談所や都道府県との協働が不可欠であると言っても過言ではない。なお、現状では県内の児童相談所（県7、政令市2）が業務で多忙を極めているため、里親業務に優先的に携われる職員をどのように確保すべきかを早急に検討することが不可欠である。

最後に、前述のとおり3市の共通点として、地域の中で長年活動を続けているベテラン里親による献身的な協力のもとで里親ショートステイ事業を軌道にのせることができたという経緯があるので、今後、新たにこの事業に着手する市町村にとっては、3市の取組み内容が重要な羅針盤になり得ると言える。

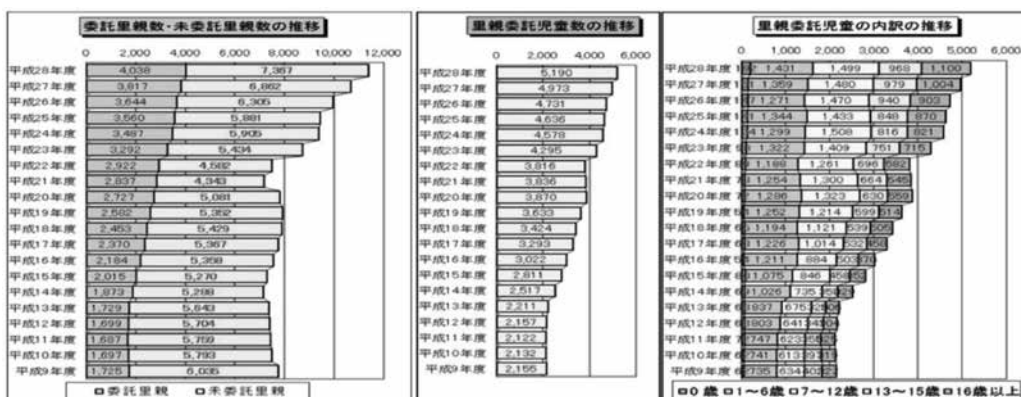
## **(2) がん生殖医療との連携体制の推進**

今後の里親の拡大に向けては、市町村と児童相談所のさらなる連携が不可欠であることは自明のことであるが、これら全てを虐待等の対応で業務多忙な児童相談所に担わせるわけにはいかない。

また、表4の厚生労働省福祉行政例で示されているとおり、登録里親は毎年微増ではあるが、登録里親への委託率は現状維持が続いている状況である。さらに、前述のとおり全国的にショートステイ事業のニーズが増大しているにも拘わらず、自治体間の利用実態の格差が大きい状況である。

表4 厚生労働省福祉行政例 全国集計・里親数及び里親に委託されている児童数

年度	登録里親	委託里親	未委託里親	登録里親への児童委託率	平均児童委託人数	里親委託児童の内訳					備考	
						児童合計	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳		16歳以上
平成28年度	11,405	4,038	7,367	35.4%	1.3人	5,190	192	1,431	1,499	968	1,100	
平成27年度	10,679	3,817	6,862	35.7%	1.3人	4,973	151	1,359	1,480	979	1,004	
平成26年度	9,949	3,644	6,305	36.6%	1.3人	4,731	147	1,271	1,470	940	903	
平成25年度	9,441	3,560	5,881	37.7%	1.3人	4,636	141	1,344	1,433	848	870	
平成24年度	9,392	3,487	5,905	37.1%	1.3人	4,578	134	1,299	1,505	816	821	
平成23年度	8,726	3,292	5,434	37.7%	1.3人	4,295	99	1,322	1,409	751	715	
平成22年度	7,504	2,922	4,582	38.9%	1.3人	3,816	89	1,188	1,261	696	592	
平成21年度	7,180	2,837	4,343	39.5%	1.4人	3,836	73	1,254	1,300	664	545	
平成20年度	7,808	2,727	5,081	34.9%	1.4人	3,870	72	1,286	1,323	630	559	
平成19年度	7,934	2,882	5,052	32.5%	1.4人	3,633	54	1,252	1,214	599	514	
平成18年度	7,882	2,453	5,429	31.1%	1.4人	3,424	65	1,194	1,121	539	505	
平成17年度	7,737	2,370	5,367	30.6%	1.4人	3,293	63	1,226	1,014	532	458	
平成16年度	7,542	2,184	5,358	29.0%	1.4人	3,022	54	1,211	884	503	370	
平成15年度	7,285	2,015	5,270	27.7%	1.4人	2,811	80	1,075	946	458	352	
平成14年度	7,161	1,873	5,288	26.2%	1.3人	2,517	69	1,028	735	358	329	
平成13年度	7,372	1,729	5,643	23.5%	1.3人	2,211	68	837	675	325	306	
平成12年度	7,403	1,699	5,704	23.0%	1.3人	2,157	68	803	641	341	304	
平成11年度	7,446	1,687	5,759	22.7%	1.3人	2,122	72	747	623	355	325	
平成10年度	7,490	1,697	5,793	22.7%	1.3人	2,132	62	741	613	397	319	
平成9年度	7,760	1,725	6,035	22.2%	1.2人	2,155	62	735	634	402	322	



こうした現実を踏まえて、これまでの福祉分野だけの取組みだけではこの閉塞状況を抜け出すのは極めて困難であると思われる。そのため今後は新たな視点に立った打開策として、がん生殖医療分野との協働という観点に立脚することが有益なのではないかと思う。がん生殖医療の技術革新は目覚ましく、また、これまで日本・がん生殖医療学会が妊孕性温存医療技術の推進だけではなく、不妊治療にも限界があることを十分に見越したうえで、同時併行して地道に里親拡大に向けて啓発活動を行っている取り組みは瞠目すべきことである。また、一方で国のがん医療政策における均てん化に基づいて、全国どこの医療機関においても最新の医療情報等が国民に提供できるように整備されることが求められており、国指定のがん診療連携拠点病院に併設されている「がん相談支援センター」は、全てのがん患者・家族のためにいつでもさまざまな相談に対応できる窓口となっている。

そのため、国ががん医療者向けに作成した「不妊治療中の方等への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供の手引き」をがん医療に携わる医療者だけでなく、全ての医療従事者に向けて周知徹底を促進していくことが重要である。さらにはがん生殖医療分野への市民周知についても

県及び市の行政機関や地元の医師会等関係諸機関の協力を得ながら、地域医療連携体制をさらに強化して里親・特別養子縁組制度の啓発推進を行っていくことが大切なのではないかと思われる。

### 謝辞

里親ショートステイ事業の業務内容及び資料提供について、朝霞市こども未来課こども相談係の高橋直樹様、所沢市こども支援課こども相談センターの吉田裕昭様、川口市子育て相談課こども家庭相談係の佐藤秀樹様の3名の方に多大なご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

### 《注》

- (1) 生殖医療専門心理士  
がん告知という大きなストレスと妊孕性（生殖機能：妊娠するための力）の消失という二重の危機を抱えた若年がん患者の心理アセスメントを行い、必要なサポートおよび正しい医療情報の提供や理解を助け、家族間調整などを行いながら、妊孕性温存の自己決定を支援する。
- (2) がん生殖医療  
がん患者の診断、治療および生存状態に鑑み、個々の患者の生殖能力に関わる選択肢、意思および目標に関する問題を検討する生物医学、社会科学を橋渡しする学際的な一つの医療分野であり、がんサポーターブケア（がん支持療法）の領域の一つである。
- (3) AYA世代のがん患者  
AYA世代とは、Adolescent & Young Adult（思春期・若年成人）のことをいい、15歳から39歳の患者が該当。がん情報サービス（国立がん研究センター）によると、日本では毎年約2万人のAYA世代が、がんを発症すると推定。1年間で100人のうち2人程度。
- (4) がんサバイバー  
がんが治癒した人だけを意味するのではなく、がんの診断を受けた時から死を迎えるまでの全ての段階にある人であると国立がんセンターがん対策情報センターで定義されている。近年、がんの早期発見技術や治療法により、がんサバイバーが増加している。
- (5) 妊孕性温存  
妊孕性とは「生殖機能」とほぼ同じ意味であり、男女における妊娠に必要な臓器、配偶子、機能をいう。なお、妊孕性温存には2種類ある。子宮、卵巣、精巣をできるだけ残したり、骨盤神経温存により臓器等のダメージを軽減する従来のやり方。
- (6) 埼玉県がん・生殖医療ネットワーク  
埼玉県がん・生殖医療ネットワーク（事務局：埼玉医科大学総合医療センター／獨協医科大学埼玉医療センター）は、平成28年（2016年）1月に発足して県内どこでも「質の高いがん生殖医療」を提供することを目指して、がん診療連携拠点病院（国指定）や埼玉県がん診療指定病院（県指定）など県内27のがん診療施設が参加して、がん・生殖医療連携体制の構築を促進している。

### 引用・参考文献

1. 朝霞市健康部こども未来課（2023）平成18年朝霞市ショートステイ事業実施要綱他
2. 秋山智久（2016）社会福祉の思想入門 第8章 人間の苦悩と人生の意味 ミネルヴァ書房：135-161
3. 伊藤嘉余子，厚生労働省（2017）『「里親支援にかかる効果的な実践に関する調査研究事業」報告書』子ども・子育て支援推進調査研究事業
4. 株式会社キャンサーズキャン（2022）令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 不妊治療の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究事業報告書令和4年3月

5. 川口市子ども部子育て相談課（2023） 令和4年川口市里親ショートステイ事業実施要綱他
6. 木村容子（2012）里親制度の啓発と普及についての一考察 関西学院大学人間福祉学部・人間福祉研究科紀要「Human Welfare」第4巻第1号
7. 厚生労働省（2017）新たな社会的養育の在り方に関する検討会 平成29年8月2日 新しい社会的養育ビジョン
8. 厚生労働省（2017）里親支援事業の実施について雇児発 0331 第44号平成29年3月31日
9. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長（2018）「『フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン』について」平成30年7月6日子家発 0706 第2号
10. 厚生労働省（2018）がん対策推進基本計画（第3期）平成30年3月9日閣議決定
11. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長（2020）「『子育て短期支援事業の実施について』の一部改正について」令和2年3月30日子家発 0330 第19号
12. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長（2021）「子育て短期支援事業における里親の活用について」令和3年1月27日子家発 0127 第3号
13. 厚生労働省（2021）令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究」
14. 厚生労働省子ども家庭局母子保健課（2022）「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の成果物について（情報提供）」令和4年7月14日事務連絡
15. 伊藤稔（2021）がんサバイバーにおける疾病との共生 医薬産業政策研究所 政策研ニュース No.62 33-41
16. 和泉広恵（2017）日本における里親養育および里親制度に関する研究の動向 家族研究年報 No.42 2027 35-46
17. 村瀬嘉代子（1999）MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THEWORLD 世界の児童と母性 第47号 特集子どもの虐待と心のケア 資生堂社会福祉事業財団編 2-5
18. 村瀬嘉代子（2012）児童生活臨床と社会的養護 第8章心理的支援と「生活」生活を問い直す 金剛出版 188-200
19. 里親だより第130号（2021） 令和3年11月20日 公益財団法人全国里親会
20. 所沢市こども未来部こども未来課（2023） 令和4年所沢市子育て短期支援事業実施要綱他
21. 特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN 里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関する調査報告書 2021（令和3）年度 独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業（モデル事業）
22. 第10回日本がん・生殖医療学会学術集会（2020） 市民公開講座 がん・生殖医療と福祉の協働 2020年2月15日 主催：日本がん・生殖医療学会
23. 第11回日本がん・生殖医療学会学術集会（2021）WEB開催 多様化するがん・生殖医療を支えるために 2021年2月12日 主催：日本がん・生殖医療学会
24. 第12回日本がん・生殖医療学会学術集会（2022）がん患者の里親・養子縁組について考える「がんになっても、子供を育てたい！」そんな当たり前を実現させるために、みんなで考えましょう！ 2022年2月11日 主催：日本がん・生殖医療学会
25. 第13回日本がん・生殖医療学会学術集会（2023） 市民公開講座 がん生殖医療と里親・養子縁組 2023年2月25日 主催：日本がん・生殖医療学会
26. 横山順一（2019）里親・里親支援をとりまく現状 山口県立大学学術情報 第12号 社会福祉学部紀要 通巻第25号 97-107